

後期高齢者医療特別会計

市民部

保険課

1. 制度の概要

老人保健制度が平成20年3月31日で廃止され、4月1日から「後期高齢者医療制度」が始まった。

この制度は、75歳以上の方(65歳以上75歳未満の障害認定を受けている方を含む)を対象とした医療保険制度で、県内すべての市町村が加入する「後期高齢者医療広域連合」が運営主体となる。

広域連合は、財政運営、被保険者の資格認定・管理、被保険者証の交付、保険料の賦課、医療給付等の事務を行い、市町は、各種届出・申請等の窓口事務や保険料の徴収事務を行う。

2. 被保険者数及び各種申請・届出の状況

平成22年3月末現在の被保険者数は9,306人で、市全体に占める割合は16.08%となっている。(参考)平成21年4月1日現在 被保険者数 9,079人(15.48%)
市が1年間で受付した各種申請・届出の件数は4,849件となっている。

単位:件

月	本庁	志摩支所	大王支所	浜島支所	磯部支所	計
4月	228	74	64	12	40	418
5月	165	57	37	10	21	290
6月	225	64	34	14	22	359
7月	333	104	46	31	33	547
8月	236	86	46	14	31	413
9月	190	40	28	9	16	283
10月	215	46	25	9	21	316
11月	203	51	26	10	21	311
12月	198	43	28	21	24	314
1月	329	58	19	13	15	434
2月	500	82	38	29	36	685
3月	319	78	34	19	29	479
合計	3,141	783	425	191	309	4,849

3. 後期高齢者医療保険料について

(1) 保険料額

保険料額は、均等割額と所得割額の合計額となり、それぞれの額・率は原則県内統一で、三重県後期高齢者医療広域連合で2年ごとに算定する。

平成 20・21 年度の均等割額は 36,758 円、所得割率 6.79% となっている。

$$\text{保険料額} = \left(\begin{array}{c} \text{均等割額} \\ 36,758 \text{円} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{c} \text{所得割額} \\ \text{基準所得金額} \times 6.79\% \end{array} \right)$$

(2) 保険料の納付方法と納期

特別徴収

老齢(退職)年金、遺族年金、障害年金を年額 18 万円以上受給している人を対象に、年金から天引きする。

納期は、仮徴収が 4 月、6 月、8 月で、本徴収が 10 月、12 月、2 月となっている。

普通徴収

介護保険料とあわせた保険料額が、年金の 1 回あたりの支給額の 2 分の 1 を超える人や年度の途中で被保険者となった人などは特別徴収の対象とならないため、納付書等による徴収となる。

納期は、7 月から翌年 3 月の 9 回となっている。

(3) 平成 21 年度の保険料収納状況

特別徴収の収納率は 100% であるが、普通徴収は 96.52% となっており、3,736,136 円の収納未済金が生じている。また、滞納繰越分については、収納率は 54.93% となっており、1,378,526 円の収納未済となっている。 還付未済分含む

内 訳		調定額(円)	収納額(円)	不納欠損額 (円)	収納未済額 (円)	収納率 (%)
現年度分	特別徴収	209,591,607	209,591,607	0	0	100.00
	普通徴収	107,336,269	103,600,133	0	3,736,136	96.52
計		316,927,876	313,191,740	0	3,736,136	98.82
滞納繰越分		3,058,681	1,680,155	0	1,378,526	54.93
合 計		319,986,557	314,871,895	0	5,114,662	98.40

4. 後期高齢者医療広域連合納付金の状況

制度の運営主体である「三重県後期高齢者医療広域連合」の運営財源として、広域連合規約共通経費の比率等に応じて、負担すべき金額を支出した。

【広域連合規約共通経費の比率】

高齢者人口割 45%、人口割 45%、均等割 10%

	内 訳	支出額(円)
事務費等負担金	一般管理事務費負担金	19,170,000
	健康診査事業負担金	2,258,000
	健康診査事業事務費負担金	1,230,500
	計	22,658,500
保険料負担金	保険料負担金	315,473,944
	保険基盤安定制度負担金	136,905,755
	計	452,379,699
療養給付費負担金	療養給付費負担金	482,407,000
市町負担金	市町負担金	5,782,000
合 計		963,227,199